

平成25年 6 月 6 日提出

熊本市保健衛生事務に関する手数料条例及び熊本市動物の愛護及び管理
に関する条例の一部改正について

熊本市保健衛生事務に関する手数料条例及び熊本市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市保健衛生事務に関する手数料条例及び熊本市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部改正)

第1条 熊本市保健衛生事務に関する手数料条例（平成12年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）関係の部中「動物取扱業登録申請」を「第一種動物取扱業登録申請」に、「動物取扱業登録更新申請」を「第一種動物取扱業登録更新申請」に、「第35条第2項」を「第35条第3項」に改める。

(熊本市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市動物の愛護及び管理に関する条例（平成24年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条（見出しを含む。）中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改める。

第19条第1項中「第24条第1項」の次に「（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(提出理由)

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成２４年法律第７９号）の施行に伴い、必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。